

学校環境衛生の基準の改訂（平成30年4月1日施行）



平成30年4月1日に、文部科学省は学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)の一部改正を施行しました。

主な改正点は、

- ① 教室等の環境における温度の基準と、温度、湿度の測定方法の変更：
 - ・10℃以上、30℃以下 ⇒ 17℃以上、28℃以下
 - ・アスマン通風乾湿計を用いて測定する。
 - ⇒ 0.5度目盛の温度計を用いて測定する。(温度)
 - ⇒ 0.5度目盛の乾湿球湿度計を用いて測定する。(湿度)
- ② 教室等の環境における気流の測定方法の変更：
 - ・カタ温度計又は微風速計を用いて測定する。
 - ⇒ 0.2m/秒以上の気流を測定することができる風速計を用いて測定する。
- ③ 教室等の環境における照度の基準における文言の変更：
 - ・コンピュータ教室等～ ⇒ コンピュータを使用する教室等～
- ④ 教室等の環境における浮遊粉じんの項目省略条件の追加：
 - ・検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。
- ⑤ 飲料水等の水質項目の変更：
 - ・全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量 (有機物)
 - ⇒ 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)
- ⑥ 学校の教室等の備品の机、いすの高さの基準と方法の削除：
- ⑦ 水泳プールにおける水質の検査項目名称と基準表現の変更：
 - ・有機物等 ⇒ 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)
 - ・過マンガン酸カリウム消費量として12mg/l以下であること。 ⇒ 12mg/L以下であること。
- ⑧ 水泳プールにおける水質の総トリハロメタン項目省略条件の追加：
 - ・プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。
- ⑨ 飲料水、プールの基準値における単位表記の変更：
 - ・リットルの表記について大文字のLへ変更

詳しくは、当社 **研究開発部 佐藤（亮）、環境技術部 貝森（フリーダイヤル0120-01-2590 内線382、318）** までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤放射性物質測定 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥アスベスト・PCB等の化学分析 |
| ③水道法第20条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |

